

公立大学法人宮城大学職員再雇用規程

令和2年2月26日

規程第178号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人宮城大学就業規則（平成21年宮城大学規程第3号。以下「就業規則」という。）第53条第2項の規定により、再雇用される職員（以下「再雇用職員」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(雇用期間等)

第2条 再雇用職員の雇用期間は、原則として4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。
2 前項の雇用期間は、当該職員の申出により、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、雇用期間の満了日は、再雇用職員が65歳に達する日以後における最初の3月31日以前とする。
3 再雇用職員には、試用期間を設けないものとする。

(勤務形態)

第3条 再雇用職員の勤務形態は、フルタイム勤務又は短時間勤務とする。

(所定労働時間等)

第4条 短時間勤務の再雇用職員（以下「短時間勤務職員」という。）の所定労働日は、月曜日から金曜日までの間で理事長が定める。
2 短時間勤務職員の1週間の所定労働時間は、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で理事長が定める。
3 短時間勤務職員の1日の所定労働時間は、1週間ごとの期間について1日につき7時間45分を超えない範囲内で理事長が定める。
4 短時間勤務職員の休憩時間は、1時間とする。
5 短時間勤務職員の休日は、次に掲げる日に加え、月曜日から金曜日までの5日間において設けることができる。
一 日曜日（法定休日）
二 土曜日
三 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）
四 12月29日から翌年の1月3日までの日（祝日法による休日を除く。）

(年次有給休暇)

第5条 短時間勤務職員の年次有給休暇の日数は、1暦年につきその者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で理事長が別に定める。
2 前項の規定にかかわらず、定年退職後に引き続き再雇用職員となった者の当該年末までに付与される年次有給休暇の日数は、当該定年退職時においてその者が有していた年次有給休暇の日数及び時間数とする。
3 短時間勤務職員の年次有給休暇の単位は、就業規則に定める職員の例による。
4 短時間勤務職員が1時間を単位として使用した年次有給休暇を日に換算する場合には、その者の所定労働時間を考慮し理事長が別に定める時間をもって1日とする。

(特別休暇)

第6条 短時間勤務職員には、就業規則に定める職員の例により、特別休暇を与える。

- 2 短時間勤務職員が1時間を単位として使用した特別休暇を日に換算する場合には、理事長が別に定める時間数をもって1日とする。

(給与等)

第7条 短時間勤務職員の給料月額、フルタイム勤務の再雇用職員の給料月額に、その者の1週間当たりの勤務時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

- 2 短時間勤務職員の通勤手当及び時間外勤務手当は、公立大学法人宮城大学賃金規程（平成21年規程第66号）に定めるところによるほか、宮城県の再任用短時間勤務職員（職員の給与に関する条例（昭和32年条例第29号）第5条の2に規定する再任用短時間勤務職員をいう。）の例により算定する。

- 3 再雇用職員に対しては、退職手当は支給しない。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、再雇用職員に関し必要な事項は、宮城県の再任用職員の例による。

附 則（R2.2.26 第158回理事会）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。